

資料提供
令和3年9月6日
担当：広島県対策本部

直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年9月4日(土)及び5日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が37例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内19919～19955例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は53.8です。

- 【発生数】 5市4町で、10歳未満～90歳以上 計37名
- 【症状等の度合】 中等症1(40代1人)、軽症25、症状なし11
- 【入院等の状況】 入院中3、宿泊療養中4、調整中30
- 【他事例との関連】 濃厚接触者23、接触あり11、調査中3
- 【県外往来等※】 あり5

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市					1			1	3	4	9
江田島市			4								4
東広島市		1	2	1	1						5
海田町		2		1							3
熊野町	2	1		2							5
府中町			1								1
坂町			1								1
三原市					1	1					2
尾道市			3	2	1		1				7
合計	2	4	11	6	4	1	1	1	3	4	37

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促すとともに、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場合を除きます。
- 県境を越える移動は、最大限、自粛するとともに、他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し行動してください(事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど)。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。